

令和6年6月4日

第2回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 令和6年6月4日(火) 午前9時0分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	藪 乃理子	2番	氏家 法雄
3番	大平 恭大	4番	藪内真由美
5番	門 秀俊	6番	兼若 幸一
7番	中野 一郎	8番	金井 浩三
9番	小川 保	10番	古川 幸義
11番	隅岡 美子	12番	村井 勉
13番	渡邊美喜子	14番	尾崎 忠義

1、欠席議員

な し

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	岡部 登
教 育 長	三木 信行
会計管理者	村井 崇一
町長公室長	山下 佐千子
総務課長	谷口 賢司
政策観光課課長補佐	山本 亮太
税務課長	西山 政有紀
住民環境課長	土井 真誠
住民環境課主幹	喜田 浩希
高齢者保険課長	松浦 久美子
健康福祉課長	山内 剛
建設課長	三谷 勝則
産業課長	植松 肇
消防長	青木 孝一
教育総務課長	池田 友亮
生涯学習課長	福田 純

1、議会事務局職員

事務局長	森 泰憲
事務局長補佐	小野 由美子
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時0分

議長（小川 保）

皆様、ご起立をお願い致します。礼。ご着席下さい。

お早うございます。

議員各位にはご多忙のところ、定刻にご参集を頂きまして、誠に有難うございます。

ただ今より、令和6年第2回多度津町議会定例会を開催致します。

開会に先立ちまして、町長よりご挨拶があります。丸尾 町長。

町長（丸尾 幸雄）

皆さん、お早うございます。

今日も外は穏やかな天気になってますけど、季節的には新緑の季節から少し汗ばむような初夏の香りが漂うような季節に移り変わっているということが、肌で感じられているこの頃ですけども、そういう季節の中で、今日から多度津町議会6月定例会が開催されます。

議員の皆様方全員のご出席を頂いて開会出来ますこと、うれしく思っております。

また、議員の皆様方には、日頃から多度津町民の幸せの向上に向けて、議員活動にご精励頂いていることだと拝察しておるところであります。6月定例議会におきまして、皆様方の忌憚のないご意見を頂戴致しまして、そして皆様方にとっても私どもにとっても有意義な6月定例会になりますことを心から願って、冒頭のご挨拶とさせて頂きます。どうかよろしくお願い致します。

議長（小川 保）

ただ今、出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、令和6年第2回多度津町議会定例会は成立を致しました。

これより、第2回定例会を開会致します。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1.会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、10番 古川 幸義 君、14番 尾崎 忠義 君を指名致します。お願い致します。

日程第2.会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。議会運営委員会委員長、金井 浩三 君。

議会運営委員会委員長（金井 浩三）

会期の件でございますが、本日6月4日から6月21日までの18日間とし、詳細については、議長の方でお諮りお願い致します。

議長（小川 保）

ただ今、議会運営委員会委員長発言のとおり、本定例会の会期は本日より6月21日

までの18日間とし、日程については6月4日（火）提案説明、5日（水）から10日（月）までは休会、11日（火）一般質問、12日（水）一般質問、13日（木）、総務教育常任委員会、14日（金）総務教育常任委員会予備日、15日（土）から20日（木）休会、21日（金）を議案審議と致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

ご異議なしと認めます。

なお、一般質問者が10名となっており、11日（火）は通告順で1番から7番まで、12日（水）は通告順で8番から10番までと致したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日より6月21日までの18日間とし、先に言いました日程によることに決定致しました。

日程第3. 諸般の報告を行ないます。

まず、議長報告であります。監査委員より現金出納検査執行状況、町長より令和5年度多度津町一般会計繰越明許費繰越計算書、令和5年度多度津町特別会計公共下水道繰越明許費繰越計算書、令和5年度多度津町土地開発公社決算等状況、令和5年度公益財団法人多度津町文化体育振興事業団の経営状況、及び令和5年度多度津町行政改革実施計画の実績の報告を受けております。

報告はタブレットに掲載を致しておりますので、朗読は省略を致します。

続きまして、町長報告であります。

これにつきましても、すでにタブレットに掲載を致しておりますので、朗読は省略を致します。

日程第4. 議案第1号、専決処分の承認について（多度津町税条例の一部改正）、議案第2号、専決処分の承認について（多度津町都市計画税条例の一部改正）、議案第3号、専決処分の承認について（多度津町国民健康保険税条例の一部改正）を提案説明の都合上、一括議題と致します。

タブレットの準備をお願いします。よろしいですか。

提案者の提案理由の説明を求めます。税務課長、西山 君。

税務課長（西山 政有紀）

お早うございます。

それでは、今回上程致しました議案につきまして、提案説明をさせていただきます。

議案第1号、専決処分の承認について（多度津町税条例の一部改正）、議案第2号、専決処分の承認について（多度津町都市計画税条例の一部改正）及び議案第3号、

専決処分の承認について（多度津町国民健康保険税条例の一部改正）の3議案は、関連のあることから一括して提案説明をさせていただきます。よろしくお願い致します。このたびの改正は、地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）、地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令（令和6年総務省令第37号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第136号）が、本年3月30日にそれぞれ公布されたことに伴い、令和6年4月1日を施行日とする改正内容が含まれますことから、本町の税条例の一部改正が必要となり、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

それでは、まず議案第1号、専決処分の承認について（多度津町税条例の一部改正）の提案説明をさせていただきます。

今回の主な改正内容でございますが、まず1つ目は個人住民税関係でございますが、令和6年度個人住民税所得割課税者で合計所得金額が1,805万円以下の者を対象に令和6年度分の個人住民税所得割額から納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき、1万円の特別税額控除（減税）を実施するものでございます。

この特別税額控除の施行に伴い、関係法令の改正に係る条文の整備を行うものでございます。

2つ目は固定資産税関係でございますが、現行の土地に係る負担調整措置の適用期限を令和8年度まで延長するものでございます。そのほか、関係法令の改正に伴う条文の整備も含まれた内容のものでございます。

それでは、新旧対照表を用い、主な改正点について、ご説明させていただきます。

アンダーラインの箇所が改正部分で、右側の欄が改正前、左側の欄が改正後でございます。

また、条例改正による施行日は、改正附則に定めてありますが、条文ごとに施行日が異なりますことから、条文ごとの説明とさせていただきます。

それでは、タブレットの3ページ下段をご覧ください。第51条は「町民税の減免」に関する規定で、第2項において職権による減免を可能とする規定を追加するもので、併せて同項及び第3項の字句の整備を行うものでございます。

施行日は、令和6年4月1日であります。

4ページ中段をご覧ください。第56条は私立学校法の法律改正に伴い、条項ズレの整備を行うものでございます。

施行日は、令和7年4月1日であります。

6ページ上段をご覧ください。第71条は「固定資産税の減免」に関する規定で、第2項において職権による減免を可能とする規定を追加するもので、併せて同項及び第3項の字句の整備を行うものでございます。

施行日は、令和6年4月1日であります。

ページ下段の第131条の3は「特別土地保有税の減免」に関する規定で、第2項において職権による減免を可能とする規定を追加するもので、併せて同項及び第3項の字句の整備を行うものでございます。

施行日は、令和6年4月1日であります。

7ページ中段をご覧ください。附則第4条の2は「公益法人等に係る町民税の課税の特例」に関する規定で、内容としては課税標準の計算を定めるものであることから、その性格を踏まえ、削除するものでございます。

施行日は、公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日であります。

8ページ中段をご覧ください。附則第7条の5は「令和6年度分の個人の町民税の特別税額控除」に関する規定で、第1項において令和6年度分の個人の町民税に限り、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者の所得割の額から特別税額控除額を控除する規定を定めるものでございます。第2項においては、この改正に伴う寄附金税額控除及び年金所得に係る仮特別徴収税額について規定の整備を行うものでございます。

施行日は、令和6年4月1日であります。

9ページ下段をご覧ください。附則第7条の6は「令和6年度分の個人の町民税の納税通知書に関する特例」に関する規定で、第1項において4期に分けて納めて頂く普通徴収の納税通知書に記載すべき納付額について規定を定めるものでございます。

13ページ下段の第2項においては、この改正に伴い、年度の途中で給与の特別徴収から普通徴収に徴収方法が変わった場合について規定の整備を行うものでございます。

施行日は、令和6年4月1日であります。

14ページ上段をご覧ください。附則第7条の7は「令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の町民税に関する特例」に関する規定で、第1項において第1期・第2期は普通徴収、10月以降は年金からの特別徴収により納めて頂く場合の個人の町民税の税額についての規定を定めるものでございます。

21ページ上段の第2項においては、この改正に伴う年金所得に係る特別徴収税額の納入の義務について規定の整備を行うものでございます。第3項においては、年金からの特別徴収により納めて頂く場合の個人の町民税の税額についての規定を定めるものでございます。

24ページ中段の第4項においては、この改正に伴う年金所得に係る特別徴収税額の納入の義務について規定の整備を行うものでございます。第5項においては、この改正に伴い、年度の途中で年金の特別徴収から普通徴収に徴収方法が変わった場合について規定の整備を行うものでございます。

施行日は、令和6年4月1日であります。

25ページ上段の附則第7条の8は「令和7年度分の個人の町民税の特別税額控除」

に関する規定で、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者を有する者の特別税額控除額について規定を定めるものでございます。

施行日は、令和6年4月1日であります。

ページ中段の附則第8条は「肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例」に関する規定で、法改正に伴い特別税額控除額の算定に用いる「所得割額」について条ズレ等の整備を行うものでございます。

施行日は、令和6年4月1日であります。

26 ページ下段をご覧ください。附則第10条の2は「法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合」に関する規定で、固定資産税の「わがまち特例」を定めるもので、第13項において再生可能エネルギー発電設備に係る特例措置に関する規定を追加し、第20項において一定の政府の補助を受けた児童福祉法に規定する事業所内保育事業施設に関する特例措置を廃止するもので、併せてそれに伴う項ズレの整備を行うものでございます。

施行日は、令和6年4月1日であります。

28 ページ上段から 31 ページをご覧ください。附則第10条の3は「新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告」に関する規定で、第3項において認定長期優良住宅に係る特例措置について、申告書の提出がない場合でも一定の要件に該当すると認められる場合には適用出来ることとする規定を追加するもので、併せて改正に伴う項ズレの整備を行うものでございます。

施行日は、令和6年4月1日であります。

31 ページ下段の附則第11条は「土地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義」に関する規定、その下の附則第11条の2は「令和7年度又は令和8年度における土地の価格の特例」に関する規定、32 ページ下段の附則第12条は「宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例」に関する規定、36 ページ中段の附則第13条は「農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例」に関する規定、37 ページ中段の附則第15条は「特別土地保有税の課税の特例」に関する規定で、今回の法改正に伴い、現行の特例・負担調整措置の適用期限を令和8年度までそれぞれ年度の更新を行い、併せて規定の整備を行うものでございます。

施行日は、いずれも令和6年4月1日であります。

38 ページ下段の附則第16条の3は「上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例」に関する規定、39 ページ中段の附則第16条の4は「土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例」に関する規定、ページ下段の附則第17条は「長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例」に関する規定、40 ページ中段の附則第18条は「短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例」に関する

る規定、41 ページ上段の附則第 19 条は「一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例」に関する規定、ページ中段の附則第 20 条は「先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例」に関する規定、42 ページ上段の附則第 20 条の 2 は「特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例」に関する規定、43 ページ上段の附則第 20 条の 3 は「条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例」に関する規定で、それぞれ特別税額控除額の算定に用いる「所得割の額」について、各条文で定めている所得割の額を適用後のものとなるよう規定を追加するものでございます。

施行日は、いずれも令和 6 年 4 月 1 日であります。

最後に、本改正条例の附則と致しまして、43 ページ下段から第 1 条として「施行期日」を、第 2 条として「固定資産税に関する経過措置」をそれぞれ定めるものでございます。

続きまして議案第 2 号、専決処分の承認について（多度津町都市計画税条例の一部改正）の提案説明をさせていただきます。

このたびの改正は、地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）が本年 3 月 30 日に公布されたことに伴い、多度津町都市計画税条例の所要の改正を行うものでございます。

改正内容が、本年 4 月 1 日からの施行日となりますことから、多度津町都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、本年 3 月 31 日付で専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

主な改正内容でございますが、議案第 1 号、多度津町税条例の一部改正で、ご説明致しました固定資産税と同様に現行の土地に係る負担調整措置の適用期限を令和 8 年度まで延長するものでございます。併せて、このたびの法改正に伴う条文の項ズレによる改正・整備を行うものでございます。

それでは、新旧対照表を用い、ご説明させていただきます。

タブレットの 3 ページ下段から 9 ページをご覧ください。まず、はじめに附則第 3 項から附則第 12 項は、いずれも法律改正に伴う適用条文の項ズレによる改正・整備を行うものでございます。

4 ページ上段の附則第 5 項から附則第 6 項、附則第 7 項、附則第 8 項、附則第 9 項、附則第 10 項は今回の法改正に伴い、現行の特例・負担調整措置の適用期限を令和 8 年度までそれぞれ年度の更新を行い、併せて規定の整備を行うものでございます。

施行日は、いずれも令和 6 年 4 月 1 日であります。

9 ページ下段から本改正条例の附則と致しまして、第 1 項として「施行期日」を、第 2 項、第 3 項及び第 4 項として「経過措置」をそれぞれ規定するものでございます。

続きまして議案第 3 号、専決処分の承認について（多度津町国民健康保険税条例の

一部改正)の提案説明をさせていただきます。

このたびの改正は、地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)及び地方税法施行令等の一部を改正する政令(令和6年政令第136号)が、本年3月30日に公布されたことに伴い、多度津町国民健康保険税条例の所要の改正を行うものでございます。

改正内容が、本年4月1日からの施行日となりますことから、多度津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

改正の主な内容でございますが、国民健康保険税の「後期高齢者支援金等課税額」に係る課税限度額を22万円から24万円に引き上げる一方、低所得者層の負担軽減措置として、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準額の算定額を引き上げるものでございます。

それでは、新旧対照表を用い、ご説明させていただきます。

タブレットの3ページ下段をご覧ください。第2条は「課税額」に関する規定で、第3項において後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の22万円から24万円に引き上げるものでございます。

4ページ中段の第21条は「国民健康保険税の減額」に関する規定で、第2号において5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を現行の29万円から29万5千円に、第3号において2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を現行の53万5千円から54万5千円にそれぞれ基準額を見直す改正でございます。

最後に本改正条例の附則と致しまして、6ページに第1項として「施行期日」を第2項として「適用区分」をそれぞれ規定するものでございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、議案第1号、専決処分の承認について(多度津町税条例の一部改正)、議案第2号、専決処分の承認について(多度津町都市計画税条例の一部改正)、議案第3号、専決処分の承認について(多度津町国民健康保険税条例の一部改正)の説明とさせていただきます。

専決処分の承認につきまして、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。
議長(小川 保)

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第5.議案第4号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

タブレットの準備をお願いします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長公室長、山下 君。

町長公室長（山下 佐千子）

失礼します。

議案第4号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

今回の改正は、マイナンバーの利用範囲の拡大及び情報連携に係る規定の見直しを行うため、令和5年6月9日に公布されました行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の第1条により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の別表第2が削除されました。

それに伴いまして、本町におきましても行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例につきまして、所要の改正を行おうとするものでございます。

改正内容につきましては新旧対照表により、ご説明させていただきます。

1 ページ下段をご覧ください。表中の下線部分が、今回改正しようとする箇所でございます。まず、第2条は定義に関する規定で、表左、改正後でございます。第4号の次に「第5号 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。」と「第6号 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。」を加えようとするものでございます。

次に、別表第1の「機関5」及び「機関6」の「事務」の欄は、表右、改正前の下線部分「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を、表左、改正後の下線部分「特定個人番号利用事務」に改めるものでございます。

次に、別表第2の「機関5」及び「機関6」の「事務」の欄は、先ほどの別表第1と同じく下線部分の「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、また、「特定個人情報」の欄は、表右、改正前の下線部分「当該事務の区分に応じ、法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報」を、表左、改正後の下線部分「利用特定個人情報」に改めるものでございます。

次に、別表第3の「情報照会機関1」及び「情報照会機関2」の「事務」の欄及び「特定個人情報」の欄は、先ほどの別表第2と同じく「事務」の欄は、「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、また、「特定個人情報」の欄は、「当該事務の区分に応じ、法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改めるものでございます。

次に、3 ページをご覧ください。附則と致しまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第4号について提案説明をさせていただきました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（小川 保）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第6. 議案第5号、多度津町消防職員の任免服務並びに給与に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

タブレットの準備をお願いします。

提案者の提案理由の説明を求めます。消防長、青木 君。

消防長（青木 孝一）

お早うございます。

議案第5号、多度津町消防職員の任免服務並びに給与に関する条例の一部改正について提案説明をさせていただきます。

消防の組織は緊急時の円滑な部隊活動を行うため、指揮命令系統に統一性、安全性を確保し、各署隊の必要な免許保持者や階級・役職別に一定の人員を確保することが必要となります。

このため、災害時の人員確保を目的に消防士の居住地を町内に制限をしてきましたが、近年の隣接市町からの幹線道路及び町道は整備され、通勤の利便性は非常に改善されております。

また、当本部では町外出身の職員採用が増加していることから、有事に際し、参集が対応可能な基準を設け、消防士の町内居住制限を一部緩和するものでございます。さらに、近年の救急出動件数の増加に伴い、重複救急事案の増加をしていることから、火災等の災害に備えるため、非番職員の招集回数が頻発し、負担は非常に大きくなっております。

しかし、本町の消防職員としての責任感や消防隊の相互協力体制を理解して、消防隊体制の維持に努めておりますが、今後、職員の非番招集回数が増加傾向にあることや中讃消防指令センターの専従化及び島しょ部への救急出動等での更なる負担が予想されることから、消防体制の維持継続及び職務のモチベーション維持について早急に改善し、職員が町民の安心・安全のため職務を継続的に遂行し、魅力ある職場環境を構築して職員の定着や将来の職員採用に繋げる必要があるため、本条例の一部を改正し、整備しようとするものでございます。

それでは、新旧対照表を用いて、主な改正点についてご説明をさせていただきます。

アンダーラインの箇所が改正箇所であります。

タブレットの1ページ中段をご覧ください。「消防職員の任用資格」について、第5条第1項、消防職員の後、「の消防士」を削除し、「年齢18年以上30年未満の者で町内」を「勤務地から半径8キロメートル以内」に、「居住しておる」を「居住している」に改めます。

同条第2項「消防士以外の」を削除し、「消防職員については、」の後を「職務の遂行に支障を及ぼさない範囲内に居住するよう努めなければならない」と改めます。

次に、「特殊勤務手当」について、第 19 条第 1 項を「消防職員に支給する特殊勤務手当は、別表のとおりとする。」に改めます。

タブレットの 2 ページをご覧ください。同条第 2 項を削除し、同条第 3 項を第 2 項に繰り上げます。

タブレットの 2 ページ下段から 3 ページをご覧ください。続いて、別表（第 19 条関係）について、別表項目を「特殊勤務手当の種類」、「支給対象」、「支給額」と追加し、以下のとおり改めます。

「危険手当」については「消防職員に日額 150 円」、「夜間特殊業務手当」については「隔日勤務に従事する者で午後 10 時から午前 5 時までの間において勤務に従事した者」「ア 2 時間以上を 1 回 730 円」、「イ 2 時間未満を 1 回 410 円」、「救急救命士手当」については「救急救命士の資格を有し救急業務に従事した者」に「日額 200 円」、「消防業務手当」については「月額本俸が 4 号給以上の者」に「100 分の 3」、「月額本俸が 3 号給以下の者」に「100 分の 5」、「非常招集手当」については「災害出動による人員確保のため招集された者」に「1 回 200 円」と追加致します。附則と致しまして、この条例は、令和 6 年 10 月 1 日から施行致します。

以上、誠に簡単な説明ではありますが、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（小川 保）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 7. 議案第 6 号、令和 6 年度多度津町一般会計補正予算（第 1 号）を議題と致します。

タブレットをお願いします。

提案者の提案理由の説明を求めます。総務課長、谷口 君。

総務課長（谷口 賢司）

お早うございます。

議案第 6 号、令和 6 年度多度津町一般会計補正予算（第 1 号）についての提案説明を申し上げます。

第 1 条は、既定の歳入歳出予算の総額 94 億 1,100 万円に、歳入歳出それぞれ 2 億 4,090 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 96 億 5,190 万円とするものでございます。

第 2 条は、地方債の補正です。

4 ページをお開き下さい。「第 2 表 地方債の補正」に記載してありますように社会福祉施設整備事業を 640 万円に、リサイクルプラザ整備事業を 1,570 万円に、河川整備事業を 2,360 万円に、保健体育施設整備事業を 250 万円に、それぞれ補正するものでございます。

さて、この度の補正予算のうち、歳出における増額補正の主なものは民生費、衛生費、

教育費などとなっております。

歳入における増額補正は、国庫支出金、町債、減額補正は繰入金、諸収入となっております。

それでは「歳入歳出補正予算事項別明細書」により、ご説明申し上げます。

18 ページをお開き下さい。款 2. 総務費は 6 万 5 千円の増額補正により、14 億 6,806 万 8 千円に改めるもので、項 1. 総務管理費、目 1. 一般管理費の増額でございます。

20 ページをご覧下さい。款 3. 民生費は 2 億 3,873 万 4 千円の増額補正により、33 億 7,774 万 5 千円に改めるものでございます。項 1. 社会福祉費は、目 1. 社会福祉総務費 2 億 3,629 万 5 千円の増額でございます。項 2. 児童福祉費は、目 1. 児童福祉費 243 万 9 千円の増額でございます。

22 ページをお開き下さい。款 4. 衛生費は 110 万 1 千円の増額補正により、7 億 7,116 万 2 千円に改めるもので、項 1. 保健衛生費、目 1. 保健衛生総務費の増額でございます。

24 ページをお開き下さい。款 8. 土木費は、予算科目の組み替え及び財源内訳の変更でございます。

26 ページをお開き下さい。款 10. 教育費は 100 万円の増額補正により、11 億 9,165 万 8 千円に改めるもので、項 1. 教育総務費、目 2. 事務局費の増額でございます。

続いて、歳入についてご説明申し上げます。

10 ページをお開き下さい。款 14. 国庫支出金は 2 億 3,954 万 5 千円の増額補正により、12 億 3,653 万 9 千円に改めるもので、項 2. 国庫補助金の増額でございます。内訳としては、目 1. 総務費国庫補助金 2 億 3,854 万 5 千円、目 6. 教育費国庫補助金 100 万円をそれぞれ増額するものでございます。

12 ページをお開き下さい。款 18. 繰入金は 283 万 1 千円の減額補正により、6 億 5,670 万 6 千円に改めるもので、項 2. 基金繰入金、目 2. 財政調整基金繰入金の減額でございます。

14 ページをお開き下さい。款 20. 諸収入は 11 万 4 千円の減額補正により、3 億 7,997 万 1 千円に改めるもので、項 4. 雑入、目 4. 雑入の減額でございます。

16 ページをお開き下さい。款 21. 町債は 430 万円の増額補正により、2 億 5,390 万円に改めるもので、項 1. 町債の増額でございます。内訳としては、目 1. 民生債 60 万円、目 2. 衛生債 120 万円、目 3. 土木債 170 万円、目 5. 教育債 80 万円をそれぞれ増額するものでございます。

以上によりまして、歳入歳出の予算総額 94 億 1,100 万円に 2 億 4,090 万円を追加し、96 億 5,190 万円に改めようとするものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（小川 保）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 8. 議案第 7 号、物品購入契約の締結について（災害対応特殊救急自動車積載資器材）、議案第 8 号、物品購入契約の締結について（塵芥収集車両）を提案説明の都合上、一括議題と致します。

タブレットをお願いします。

提案者の提案理由の説明を求めます。総務課長、谷口 君。

総務課長（谷口 賢司）

議案第 7 号、物品購入契約の締結についての提案説明を申し上げます。

物品名につきましては、災害対応特殊救急自動車積載資器材でございます。

納入場所は、多度津町消防本部となります。

契約の方法は、指名競争入札によるもので、応札業者は 3 社でありました。

契約金額は 929 万 5 千円で、その内消費税額等は 84 万 5 千円でございます。

参考までに、請負比率は 93.88% でございました。

納入業者は、香川県観音寺市柞田町甲 43 番地 1、株式会社 日協堂医療器 代表取締役 喜井 規光でございます。

また、参考資料と致しまして、2 ページに契約書及び付帯条件を添付しております。

物品の概要と致しましては、高規格救急車の導入から 15 年以上が経過し、救急車両の更新に併せ、老朽化している救急車積載用資器材を緊急防災・減災事業債を活用し、更新しようとするものです。それにより、救命処置力の向上及び救急資器材の強化を図ります。

なお、納入期限につきましては、令和 7 年 2 月 28 日としております。

以上の内容のものを議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、本物品購入契約を締結することについて議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案第 7 号、物品購入契約の締結についての提案説明を申し上げました。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

続きまして議案第 8 号、物品購入契約の締結についての提案説明を申し上げます。

物品名につきましては、塵芥収集車両でございます。

納入場所は、多度津町住民環境課（リサイクルプラザ）となります。

契約の方法は、指名競争入札によるもので、応札業者は 5 社でありました。

契約金額は 1,061 万 5 千円で、その内消費税額等は 96 万 5 千円でございます。

参考までに、請負比率は 91.9% でございました。

納入業者は、香川県仲多度郡多度津町葛原 1731 番地 3、多度津重車輛工業 有限会社 代表取締役 中村 力でございます。

また、参考資料と致しまして、2 ページに契約書及び付帯条件を添付しております。

物品の概要と致しましては、現在使用しております塵芥収集車4t 圧縮式パッカーが購入から 21 年以上経過しておりますため、老朽化した車両を更新しようとするものです。

購入車両につきましては3t 車をベースにこれまでと同様の圧縮式パッカー容量6.8 m³を搭載し、事故抑制に繋がる安全装置を備えた車両としております。

なお、納入期限につきましては、令和8年1月30日としております。

以上の内容のものを議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本物品購入契約を締結することについて議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案第8号、物品購入契約の締結についての提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（小川 保）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第9. 議案第9号、物品購入契約の締結について（災害対応特殊救急自動車）を議題と致します。

タブレットをお願いします。

提案者の提案理由の説明を求めます。消防長、青木 君。

消防長（青木 孝一）

それでは議案第9号、物品購入契約の締結について提案説明をさせていただきます。物品名につきましては「災害対応特殊救急自動車（艀装費含む）」でございます。この車両は、香川トヨタ自動車株式会社 ときめつく丸亀店と香川日産自動車 株式会社 丸亀店の2社で指名競争入札を行う予定でありましたが、香川日産自動車 株式会社 丸亀店から辞退届の提出があり、中止となりました。現在、高規格救急自動車のベース車両の取扱い及び車両艀装に対応出来る香川県内の代理店は指名業者の2社のみであり、業者を変更することは難しく、また、更新予定である救急自動車及び積載している医療資器材は15年以上使用していることからモニターを含む傷病者観察資器材の劣化が激しく付属品を含む交換部品等の製造も終了し、故障した場合、部品調達や代替品等の対応が出来ない状況であります。また、本事業と併せて同日、災害対応特殊救急自動車積載資器材の入札が行われ、資器材については、株式会社 日協堂医療器に落札決定し、今年度2月末に納品される予定となっております。

しかし、本物品の仕様書変更での再入札により、年度内納入が困難となると購入資器材の最大限有効活用が出来ず、各医療資器材の保証期間が数カ月無駄になることや旧車両では全ての新規資器材を積載及び固定収納し、安全に使用することが困難になります。

このため、仕様書を変更して再入札を行うことは円滑な救急体制の構築が遅延し、

持続的に安定した救急体制に支障を来すこととなるため、契約金額2,090万円、内消費税額190万円、請負比率90.48%で、香川トヨタ自動車 株式会社 ときめつく丸亀店 店長 小田 晋と納入期限を令和7年2月28日として、随意契約にて本物品の購入契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、災害対応特殊救急自動車は、緊急防災・減災事業債を活用して車両の更新を行うもので、緊急消防援助隊に登録し、大規模地震等の災害発生時、香川県緊急消防援助隊として出動致します。

以上、議案第9号、物品購入契約の締結についての提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（小川 保）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第10. 議案第10号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題と致します。

タブレットをお願いします。

提案者の提案理由の説明を求めます。丸尾 町長。

町長（丸尾 幸雄）

議案第10号、固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、提案理由を申し上げます。

現在、固定資産評価審査委員会委員であります東原 由幸氏は、令和6年7月6日をもって任期満了となります。

つきましては、引き続き同氏を選任致したく、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

東原氏の住所及び生年月日につきましては、記載のとおりでございます。

同氏は、司法書士及び土地家屋調査士としての経験が豊富であり、地域の固定資産に関する実情に精通し、人格、識見ともにすぐれておられますので、固定資産評価審査委員会委員として最適任であると考えております。

なお、任期は令和6年7月7日から令和9年7月6日までの3年間でございます。

よろしくご同意賜りますよう、お願いを申し上げて、提案説明とさせていただきます。

議長（小川 保）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここでお諮り致します。

本案は人事案件でございますので、本日、先議致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

ご異議なしと認めます。

よって、本日先議することに決定致しました。

これより、質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

続いて、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第 10 号についてを採決致します。

本案は原案どおりに同意することについて、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案に同意することに決定致しました。

日程第 11. 議案第 11 号、教育委員会委員の任命についてを議題と致します。

タブレットをお願いします。

提案者の提案理由の説明を求めます。丸尾 町長。

町長（丸尾 幸雄）

議案第 11 号、教育委員会委員の任命につきまして、提案理由を申し上げます。

現在、教育委員会委員を務めて頂いております富田 哲弥 氏が 6 年 6 月 30 日をもって任期満了となることに伴い、後任として西谷 知笑 氏を任命致したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

西谷 氏の住所及び生年月日につきましては、記載のとおりでございます。

教育委員につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 5 項において、委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならないとあります。

同氏におかれましては、現在、中学生及び小学生の保護者であり、昨年度においては、子ども会活動の役員も担って頂いていました。よって、当町の教育行政に対し、保護者の視点から誠意を持って取り組んで頂けるものと思っておりますので、教育委員として適任であると考えております。

なお、任期につきましては、令和 6 年 7 月 1 日から令和 10 年 6 月 30 日までの 4 年

とするものでございます。

よろしくご同意賜りますよう、お願いを申し上げ、提案説明とさせていただきます。

議長（小川 保）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここでお諮り致します。

本案は人事案件でございますので、本日、先議致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

ご異議なしと認めます。

よって、本日先議することに決定致しました。

これより、質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

続いて、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第 11 号についてを採決致します。

本案は原案どおり同意することについて、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

異議なしと認めます。

よって本案は、原案に同意することに決定致しました。

日程第12. 選挙管理委員及び補充員の選挙についてを議題と致します。

ここで、お諮りを致します。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選に致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法については、指名推選で行うことに決定致しました。

お諮りを致します。

指名の方法については、議長が指名することに致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小川 保)

ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定致しました。

タブレットの準備をお願いします。よろしいですか。

選挙管理委員には加々見 一 氏、小林 幹子 氏、柳原 靖幸 氏、大藪 家司 氏、以上の方を指名致します。

お諮りを致します。

ただ今、指名致しました方を選挙管理委員の当選人と定めることについて、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小川 保)

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今、指名致しました加々見 一 氏、小林 幹子 氏、柳原 靖幸 氏、大藪 家司 氏、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員に行事 義美 氏、吉田 なおみ 氏、西村 美香 氏、大森 正史 氏、以上の方を指名致します。

お諮りを致します。

ただ今、議長が指名致しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることについて、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小川 保)

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今、指名致しました行事 義美 氏、吉田 なおみ 氏、西村 美香 氏、大森 正史 氏、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

なお、選挙管理委員に欠員が生じたときは、補充員の中から補充を致しますが、その順序を1番、行事 義美 氏、2番、吉田 なおみ 氏、3番、西村 美香 氏、4番、大森 正史 氏、と致したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小川 保)

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今申し上げたとおりに決定致しました。

日程第13. 特別委員会の設置及び委員の選任を行います。
まず、予算決算審査特別委員会の設置についてであります。

広く客観的に住民全体の立場に立った公平な予算、また、その予算についての適正な執行及び行政効果を審査し、住民の福祉向上に努めるため、多度津町議会委員会条例第5条の規定により、7名の委員をもって構成する予算決算審査特別委員会を設置し、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中も調査・活動することが出来るものとし、議会が調査の終了を議決するまで継続して調査することに致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

ご異議なしと認めます。

よって、7名の委員をもって構成する予算決算審査特別委員会を設置し、閉会中も調査・活動することが出来るものとし、また、議会が調査の終了を議決するまで継続して調査することに決定致します。

引き続いて、ただ今、設置されました予算決算審査特別委員会委員の選任を行います。予算決算審査特別委員会委員の選任につきましても多度津町議会委員会条例第6条第4項の規定により、尾崎 忠義 君、古川 幸義 君、中野 一郎 君、兼若 幸一 君、門 秀俊 君、藪内 真由美 君、大平 恭大 君、以上の7名を指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

ご異議ないものと認めます。

よって、予算決算審査特別委員会委員の選任につきましては、ただ今、指名しました7名の諸君を選任することに決定を致します。

ここでお諮りを致します。

先に選任されました特別委員会の委員には、多度津町議会委員会条例第7条により、委員長及び副委員長の互選の必要がありますので、これより暫時休憩をして、その間に順次、委員会の開催をお願いしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

ご異議なしと認めます。

委員会は、委員会室において開催致します。

ただ今より、暫時休憩を致します。

休憩 午前10時8分

再開 午前10時25分

議長（小川 保）

休憩前に引き続き、再開致します。

休憩中の委員会で委員長、副委員長が互選されましたので、ご報告申し上げます。

予算決算審査特別委員会委員長には門 秀 俊 君、副委員長には大平 恭大 君、以上のとおり、決定されました。

ここで、お諮り致します。

ただ今までに提案理由の説明がなされました議案で、議案第 1 号から第 9 号までの 9 議案を総務教育常任委員会に、多度津町議会会議規則第 39 条第 1 項の規定により付託の上、審査することに致したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

ご異議なしと認めます。

よって、9 議案を総務教育常任委員会に付託の上、審査することに決定を致します。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了を致しました。

これにて散会を致します。有難うございました。

ご起立をお願い致します。礼。

有難うございます。

散会 午前 10 時 27 分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するため
ここに署名捺印する。

令和 6 年 6 月 4 日
第 2 回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記